

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

FATCA 責任者による宣誓及び GIIN 抹消について

デロイトトーマツ税理士法人 US デスク 2023 年 5 月 16 日号

米国内国歳入庁(Internal Revenue Services:以下「IRS」)は、FATCA 責任者(Responsible Officer:以下「RO」)による宣誓への怠りが生じた一定のモデル 2 協定締結国外国金融機関(Foreign Financial Institution:以下「FFI」)のグローバル仲介者識別番号(Global Intermediary Identification Number:以下「GIIN」)の抹消を開始した。

本ニュースレターでは、FATCAのROによる宣誓の要件、そして、契約不履行(event of default)及びGIIN抹消に関する概要を記す。

1. RO による FATCA 宣誓要件

FATCA 制度において、モデル 2 協定参加国及び非協定締結国に所在する FFI は RO を任命し、任命された RO は、既存口座の宣誓(Certification of Pre-existing Accounts:以下「COPA」)に加えて、定期的宣誓(Periodic Certification)の実施を行うことが求められている。定期的宣誓では、FFI 契約の要件遵守について定期的な検証を実施した上で、宣誓対象期間における FATCA 遵守プログラムの十分性の宣誓が必要とされている。

一般的に、COPA 及び定期的宣誓の期日は、GIIN 付与日から 3 暦年が経過した翌年 7 月 1 日である(例: 2017 年 4 月 1 日が GIIN 付与日である場合、第 1 回目の定期的宣誓期日は 2021 年 7 月 1 日)。なお、COPA は一度限りの宣誓であるのに対し、定期的宣誓は 3 年ごとに一度の宣誓として義務付けられている。

2. 契約不履行及び GIIN 抹消

IRS は、FATCA 宣誓に関する契約不履行通知の手続に関するガイダンスを公表した。FATCA 宣誓期限後、IRS は不履行通知の対象となる FFI を宣誓実施の対象である FFI のリストから特定し、FATCA ポータルシステムのメッセージボードを介して当該通知を発行する。 不履行通知が発行される契約不履行とは、以下の場合を含む:

- 1. FFI が期限迄に FATCA 宣誓を実施しなかった場合
- 2. FFI が FATCA 宣誓の実施ができないと表明した場合 ¹
- 3. FFI が、FATCA 上の分類、税務上の居住地国/地域、又は、FFI が宣誓する必要のある支店やスポンサー付事業体の登録内容によって示される要件に反し、FATCA 宣誓の実施が必要とされていないと表明した場合
- 4. FFI が、FATCA 宣誓の実施結果として宣誓不履行(failure to certify)を有した場合

¹ FATCA 宣誓では、以下の3つの選択肢から1つを選び表明する。(1)宣誓を実施する。(2)宣誓を実施することができない。(3)宣誓の実施は必要とされていない。このなかで(2)を選択した場合には、FATCA 宣誓には、免除要件はないことから、FATCA 義務に不遵守であるとみなされることが、ガイダンスに示されている。

IRS は、契約不履行として特定された FFI に対して、契約不履行の事象を明確にした上で 60 日以内に是正するよう要請を行う不履行通知を発行する。不履行通知への応対がない場合、二度目の不履行通知、又は、FFI 契約の解除通知(FFI が二度目の通知に応じない場合)が通達される。

FFI 契約の解除通知では、IRS が FFI の FATCA ステータスを解除し、その結果として FFI の GIIN が FFI リストから抹消される ことを通知する。 当該解除通知が発行されると、FFI には契約不履行を是正するための 90 日間の期間が与えられるが、期限内に是正しない場合、FFI の FATCA ステータスの抹消及び FFI リストからの GIIN 抹消に至る。 FFI リストより GIIN が抹消されることで不参加 FFI に該当することとなり、源泉徴収に影響を与える可能性が生じる。

FATCA 宣誓を遵守せず、FATCA ステータスの解除及び GIIN 抹消に至った FFI は、再度 GIIN 登録を行ってはならず、代わりに、IRS へ照会を行い、FATCA ステータス及び GIIN の回復を申請する必要がある。

おわりに

FATCA 登録を行っている金融機関は、自身の FATCA 宣誓が期限内に完了していることを確認し、FATCA ポータルシステムのメッセージボードにおいて宣誓に関する IRS からの通知やその他連絡の見落としがないか確認されたい。 IRS より宣誓に関する通知や不履行通知を受領されていた場合には、速やかに内容を確認いただき、デロイト トーマッグループとご契約のあるお客様は、タイムリーな対策を講じていただくためにも、担当者への迅速な連携をお願いしたい。

デロイトトーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。 www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、QECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2番3号丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマッコーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンパーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する 最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9 割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デ ロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実 現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在 理由)として標榜するデロイトの約415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301